常務理事	山下　正行	2017年３月１日～2018年９月30日	日本中央競馬会理事
理　　事	福井　紳弥	2017年３月１日～2019年２月28日	日本中央競馬会 美浦トレーニング・センター場長
理　　事	峯島　善弘	2017年３月１日～2019年２月28日	日本中央競馬会 ウインズ事業運営部長
理　　事	中村　嘉宏	2017年３月１日～2019年２月28日	日本中央競馬会審判部長
理　　事	谷崎　　潤	2017年３月１日～2019年２月28日	日本中央競馬会 栗東トレーニング・センター場長
理　　事	木村　一人	2017年３月１日～2019年２月28日	日本中央競馬会総合企画部長
理　　事	吉田　正義	2017年３月１日～2019年２月28日	日本中央競馬会競走部長
理　　事	吉﨑　一郎	2017年３月１日～2019年２月28日	日本中央競馬会東京競馬場長
監　　事	小日向照夫	2017年10月１日～2019年９月30日	日本中央競馬会人事部長
監　　事 （非常勤）	矢島　　匡	2016年９月16日～2018年９月15日	弁護士
監　　事 （非常勤）	小谷実可子	2016年９月16日～2018年９月15日	ＮＰＯ法人 日本オリンピアンズ協会理事

⑶　職員の定数（平成29事業年度末現在）

1,758名

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年４月26日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑯ヌを次のとおり改める。

ヌ　ツーリングプラン

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大２日間に、㈡(a)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「関越道・上信越道・中央道コース」という。）又は㈡(c)に定める区間を通行（以下「東関東道・館山道・常磐道コース」という。）若しくは、連続する最大３日間に、㈡(b)に定める区間を通行（以下「東北道・常磐道・磐越道コース」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等（ただし、別表１－１に掲げる自動車の種類がイ（ただし、自動二輪車に限る。）又はハで、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	最大日数	軽自動車等
関越道・上信越道・中央道コース	２日間	4,000円
東北道・常磐道・磐越道コース	３日間	5,000円
東関東道・館山道・常磐道コース	２日間	3,000円

㈢　実施する期間

平成30年４月27日から同年11月30日まで。

㈣　適用区間

(a)　関越道・上信越道・中央道コース

関越自動車道の練馬インターチェンジから高崎インターチェンジまで並びに上信越自動車道の藤岡インターチェンジから東部湯の丸インターチェンジまで並びに北関東自動車道の高崎ジャンクションから前橋南インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから坂戸インターチェンジまで並びに中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから都留インターチェンジまで、中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから諏訪インターチェンジまで、中部横断自動車道の白根インターチェンジから双葉ジャンクションまで及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））の高尾山インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間。

(b)　東北道・常磐道・磐越道コース

東京外環自動車道の川口西インターチェンジから三郷南インターチェンジまで並びに東北自動車道の川口ジャンクションから福島飯坂インターチェンジまで並びに磐越自動車道のいわきジャンクションから会津若松インターチェンジまで並びに常磐自動車道の三郷インターチェンジから相馬インターチェンジまで並びに東関東自動車道の鉾田インターチェンジから茨城町ジャンクションまで並びに北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから水戸南インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジからつくば牛久インターチェンジまでの区間並びに東水戸道路の全区間。

(c)　東関東道・館山道・常磐道コース

東京外環自動車道の草加インターチェンジから三郷南インターチェンジまで並びに常磐自動車道の三郷インターチェンジから日立南太田インターチェンジまで並びに東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジから潮来インターチェンジまで及び鉾田インターチェンジから茨城町ジャンクションまで並びに北関東自動車道の友部インターチェンジから水戸南インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道のつくば中央インターチェンジから大栄ジャンクションまで及び松尾横芝インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間並びに館山自動車道並びに新空港自動車道並びに東水戸道路並びに京葉道路並びに千葉東金道路並びに富津館山道路並びに東京湾アクアライン並びに東京湾アクアライン連絡道の全区間。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。